



宮崎県公報

平成27年3月30日(月曜日)号外第20号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 37,200円

目次

人事委員会規則

○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………	13
○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………	14
○平成27年改正退職手当条例の施行に伴う経過措置に関する規則……………	14
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	15
○宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則……………	15

規則……………	15
○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	16
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	17
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	17
○平成27年4月1日における号給の調整に関する規則……………	18
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	21
○市町村立学校職員の分限に関する規則及び市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則……………	21
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	22

人事委員会規則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第5号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則(平成2年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(加算額等)	(加算額等)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 条例第5条の10第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 条例第5条の10第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 300キロメートル以上 500キロメートル未満 <u>1万2,000円</u>	(2) 300キロメートル以上 500キロメートル未満 <u>1万3,000円</u>
(3) 500キロメートル以上 700キロメートル未満 <u>1万8,000円</u>	(3) 500キロメートル以上 700キロメートル未満 <u>2万円</u>
(4) 700キロメートル以上 900キロメートル未満 <u>2万4,000円</u>	(4) 700キロメートル以上 900キロメートル未満 <u>2万6,000円</u>
(5) 900キロメートル以上 1,100キロメートル未満 <u>3万円</u>	(5) 900キロメートル以上 1,100キロメートル未満 <u>3万3,000円</u>
(6) 1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満 <u>3万5,000円</u>	(6) 1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満 <u>3万8,000円</u>
(7) 1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満 <u>4万円</u>	(7) 1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満 <u>4万3,000円</u>

<p>(8) 1,500キロメートル以上 <u>4万 5,000円</u></p> <p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第5条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年宮崎県条例第4号)第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年宮崎県条例第49号)第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと(以下「復帰」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に勤務する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は勤務する公署の移転に伴い」とあるのを「職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は復帰に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>(8) [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(給料等の支給に関する規則の一部改正)</u></p> <p>2 <u>給料等の支給に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p>第9条の見出し及び同条中「及び通勤手当」を「通勤手当及び単身赴任手当」に改める。</p>	<p>,000円</p> <p>(8) 1,500キロメートル以上 <u>2,000キロメートル未満 4万 8,000円</u></p> <p>(9) <u>2,000キロメートル以上 2,500キロメートル未満 5万 3,000円</u></p> <p>(10) <u>2,500キロメートル以上 5万 8,000円</u></p> <p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第5条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u> <u>ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用(法第28条の2第1項の規定により退職した日(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</u></p> <p>イ <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年宮崎県条例第4号)第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年宮崎県条例第49号)第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は勤務する公署の移転に伴い」とあるのを「職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>(8) [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)</u></p> <p>2 <u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第3号)附則第9項の規定により読み替えられた条例第5条の10第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、2万 6,000円とする。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(住居手当に関する規則の一部改正)</p> <p>2 住居手当に関する規則(昭和49年宮崎県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第5条の8第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(平成2年宮崎県人事委員会規則第2号)第5条第2項に該当する職員で、同項第3号に規</p>	<p>改正後</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第5条の8第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(平成2年宮崎県人事委員会規則第2号)第5条第2項に該当する職員(地方公務員法(昭</p>

定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者においては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員においては当該復帰）の直前の住居であった住宅（宮崎県職員宿舍管理規則（昭和43年宮崎県規則第11号）に基づく有料の宿舍並びに前条に規定する教職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者においては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員においては当該復帰）の直前の住居であった住宅（宮崎県職員宿舍管理規則（昭和43年宮崎県規則第11号）に基づく有料の宿舍並びに前条に規定する教職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第6号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表第1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者（第4条関係）							別表第1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者（第4条関係）						
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
再任 用職 員以 外の 職員	[略]						再任 用職 員以 外の 職員	[略]					
	110	[略]			[略]			110	[略]		<u>7,300</u>		[略]
	111							111			<u>7,300</u>		
	112							112			<u>7,300</u>		
	113							113			<u>7,300</u>		
	114							114			<u>7,300</u>		
	115							115			<u>7,300</u>		
	116							116			<u>7,300</u>		
	117							117			<u>7,300</u>		
	[略]							[略]					
	153	[略]											
[略]						[略]							
別表第2 教育職給料表(二)の適用を受ける者（第4条関係）							別表第2 教育職給料表(二)の適用を受ける者（第4条関係）						
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	[略]							[略]					
	110	[略]			[略]			110	[略]		<u>7,300</u>		[略]
	111							111			<u>7,300</u>		
	112							112			<u>7,300</u>		
	113							113			<u>7,300</u>		

再任用職員以外の職員	114				再任用職員以外の職員	114			7,300
	115					115			7,300
	116					116			7,300
	117					117			7,300
	[略]					[略]			
	138	[[略]		138	[7,100	[略]
	139	略]				139	略]	7,100	
	140					140		7,100	
	141					141		7,100	
	142					142		7,100	
	143					143		7,100	
	144					144		7,100	
	145					145		7,100	
	[略]					[略]			
	[略]					[略]			

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第7号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定で下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 級別標準職務表（第3条関係） ア～オ [略] カ 医療職給料表(一)級別標準職務表		別表第1 級別標準職務表（第3条関係） ア～オ [略] カ 医療職給料表(一)級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
[略]	[略]	[略]	[略]
2 級	1 保健所、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターの課長の職務 2 [略]	2 級	1 保健所、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターの課長の職務 2 [略]
3 級	1 保健所、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターの長の職務 2 規模の大きい保健所の課長又は相当困難な業務を処理する医療型障害児入所施設若しくは医療型児童発達支援センターの課長の職務	3 級	1 保健所、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターの長の職務 2 規模の大きい保健所の課長又は相当困難な業務を処理する医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター若しくは医療型児童発達支援センターの課長の職務
4 級	規模の大きい保健所の長又は相当困難な業務を処理する医療型障害児入所施設若しくは医療型児童発達支援センターの長の職務	4 級	規模の大きい保健所の長又は相当困難な業務を処理する医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター若しくは医療型児童発達支援センターの長の職務
キ [略]		キ [略]	
ク 医療職給料表(三)級別標準職務表		ク 医療職給料表(三)級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
[略]	[略]	[略]	[略]
5 級	1 医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターの総看護師長の職務	5 級	1 医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターの総看護師長の職務

	2～5 [略]
6 級	1 医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターの困難な業務を処理する総看護師長の職務 2 [略]

ケ [略]

別表第 2 級別資格基準表 (第 4 条関係)

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
[略]							
歯科技工士	短大卒	0	2.5	5	8	11	15
	高校卒	0	5	10	13	17	
[略]							

[略]

ク・ケ [略]

別表第 6 初任給基準表 (第 11 条関係)

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
[略]		
歯科技工士	短 大 卒	1 級 11 号給
	高 校 卒	1 級 1 号給
[略]		

[略]

ク・ケ [略]

別表第 7 昇格時号給対応表 (第 22 条関係)

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
[略]								
33	[略]							14
[略]								
37	[略]							15
38								15
[略]								
41	[略]							16
42								16
43								16
[略]								
45	[略]							17
[略]								
47	[略]						29	
[略]								
51	[略]							30
52	[略]					30	30	
[略]								

	2～5 [略]
6 級	1 医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターの困難な業務を処理する総看護師長の職務 2 [略]

ケ [略]

別表第 2 級別資格基準表 (第 4 条関係)

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]						
歯科技工士	短大 3 卒	0	1	5	8	13
	短大 2 卒	0	2.5	5	8	11
[略]						

[略]

ク・ケ [略]

別表第 6 初任給基準表 (第 11 条関係)

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
[略]		
歯科技工士	短 大 3 卒	1 級 17 号給
	短 大 2 卒	1 級 11 号給
[略]		

[略]

ク・ケ [略]

別表第 7 昇格時号給対応表 (第 22 条関係)

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
[略]								
33	[略]							13
[略]								
37	[略]							14
38								14
[略]								
41	[略]							15
42								15
43								15
[略]								
45	[略]							16
[略]								
47	[略]						28	
[略]								
51	[略]							29
52	[略]					29	29	
[略]								

55	[略]	31	31		
56		31	31		
57	[略]		31		
58	[略]	32	[略]		
59		32	32		
60		32	32		
61		32	33		
62		33	[略]		
63		33			
64		33			
65		33			
66		34			
67		34			
68		34			
69		34			
70		35			
71		35			
72	[略]	51	35		
73		51	35		
74		51	36		
75	33	[略]	51	36	
76	[略]	51	36		
77	34	[略]	52	37	
78	34		52	37	
79	35	[略]	69	52	38
80	35		69	52	38
81	35	[略]	52	39	
82	36	[略]	70	53	
83	36		70	53	
84	36		70	53	
85	37		71	53	
86	37		71	54	[略]
87	38		71	55	
88	38		72	56	
89	39		73	57	
90	39		74	58	
91	40		75	59	
92	40		76	60	
93	41		77	61	
94	[略]	78	[略]		
95		79			
96		80			
97		81			
98		82			
99		83			
100		84			
101		85			

イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

55	[略]	30	30		
56		30	30		
57	[略]		30		
58	[略]	31	[略]		
59		31	31		
60		31	31		
61		31	31		
62		31	[略]		
63		31			
64		31			
65		31			
66		31			
67		31			
68		32			
69		32			
70		32			
71		32			
72	[略]	50	32		
73		50	32		
74		50	32		
75	34	[略]	50	32	
76	[略]	50	32		
77	35	[略]	51	32	
78	35		51	32	
79	36	[略]	68	51	32
80	36		68	51	32
81	37	[略]	51	33	
82	38	[略]	69	51	33
83	39		69	51	34
84	40		69	51	34
85	41		69	51	35
86	41		70	51	[略]
87	42		70	51	
88	42		70	51	
89	43		71	52	
90	43		72	52	
91	44		73	52	
92	44		74	52	
93	45		75	53	
94	[略]	75	[略]		
95		76			
96		76			
97		77			
98		78			
99		79			
100		80			
101		81			

イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

101		88	
[略]			
ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
[略]			
83	[略]	62	[略]
[略]			
85	[略]	63	[略]
86		63	
87		64	
88		64	
89		64	
90		64	
91		64	
92		64	
93		64	
94		64	
95		64	
96		64	
97		65	
98		65	
99		65	
100		65	
101		65	
102		65	
103		65	
104		65	
105		65	
[略]			

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	特 2 級	3 級
[略]			
58	34	[略]	
59	35		
60	36		
61	37		
62	37		
63	38		
64	38		
65	39		
66	39	[略]	26
67	40		27
68	[略]		28
69			29

101		89	
[略]			
ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
[略]			
83	[略]	61	[略]
[略]			
85	[略]	62	[略]
86		62	
87		63	
88		63	
89		63	
90		63	
91		63	
92		63	
93		63	
94		63	
95		63	
96		63	
97		63	
98		63	
99		63	
100		63	
101		63	
102		63	
103		63	
104		63	
105		63	
[略]			

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	特 2 級	3 級
[略]			
58	33	[略]	
59	34		
60	34		
61	35		
62	35		
63	36		
64	36		
65	37		
66	38	[略]	25
67	39		26
68	[略]		26
69			27

70			<u>30</u>
71			<u>31</u>
72			<u>32</u>
73			<u>33</u>
74			<u>33</u>
75			<u>34</u>
76			<u>34</u>
77			<u>35</u>
[略]			
120	[略]		<u>58</u>
121			<u>58</u>
122			<u>58</u>
123	[略]	<u>90</u>	<u>58</u>
124		<u>90</u>	[略]
125		<u>91</u>	<u>59</u>
126		<u>91</u>	<u>59</u>
127		<u>92</u>	<u>59</u>
128		<u>92</u>	<u>59</u>
129		<u>93</u>	<u>59</u>
130		<u>93</u>	<u>60</u>
131		<u>93</u>	<u>60</u>
132		<u>94</u>	<u>60</u>
133		<u>94</u>	<u>60</u>
134		<u>94</u>	<u>60</u>
135		<u>95</u>	<u>61</u>
136		<u>95</u>	<u>61</u>
137		<u>95</u>	<u>61</u>
138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
[略]			

[略]

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]				
46	<u>22</u>	[略]		
47	<u>23</u>	[略]		
48	<u>24</u>	[略]		
49	<u>25</u>	[略]		
50	<u>25</u>	[略]		
51	<u>26</u>	[略]		
52	<u>26</u>	[略]		
53	<u>27</u>	[略]		
54	<u>27</u>	[略]		

70			<u>27</u>
71			<u>28</u>
72			<u>28</u>
73			<u>29</u>
74			<u>29</u>
75			<u>30</u>
76			<u>30</u>
77			<u>31</u>
[略]			
120	[略]		<u>57</u>
121			<u>57</u>
122			<u>57</u>
123	[略]	<u>89</u>	<u>57</u>
124		<u>89</u>	[略]
125		<u>89</u>	<u>58</u>
126		<u>90</u>	<u>58</u>
127		<u>90</u>	<u>58</u>
128		<u>90</u>	<u>58</u>
129		<u>90</u>	<u>58</u>
130		<u>90</u>	<u>58</u>
131		<u>91</u>	<u>59</u>
132		<u>91</u>	<u>59</u>
133		<u>91</u>	<u>59</u>
134		<u>91</u>	<u>59</u>
135		<u>91</u>	<u>59</u>
136		<u>92</u>	<u>59</u>
137		<u>92</u>	<u>59</u>
138		<u>92</u>	<u>59</u>
139		<u>92</u>	<u>59</u>
140		<u>92</u>	<u>59</u>
141		<u>93</u>	<u>59</u>
142		<u>93</u>	<u>59</u>
143		<u>94</u>	<u>60</u>
144		<u>94</u>	<u>60</u>
145		<u>95</u>	<u>60</u>
[略]			

[略]

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]				
46	<u>21</u>	[略]		
47	<u>22</u>	[略]		
48	<u>22</u>	[略]		
49	<u>23</u>	[略]		
50	<u>23</u>	[略]		
51	<u>24</u>	[略]		
52	<u>24</u>	[略]		
53	<u>25</u>	[略]		
54	<u>26</u>	[略]		

55	<u>28</u>	
[略]		
74	<u>38</u>	[略]
75	<u>39</u>	
76	<u>40</u>	
77	<u>41</u>	
78	<u>41</u>	
79	<u>42</u>	
80	<u>42</u>	
81	<u>43</u>	
82	<u>43</u>	
83	<u>44</u>	
84	<u>44</u>	
85	<u>45</u>	
86	<u>45</u>	
87	<u>46</u>	
88	<u>46</u>	
89	<u>47</u>	
90	<u>47</u>	
91	<u>48</u>	
[略]		

カ [略]

キ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]						
48	[略]					<u>26</u>
49	[略]					<u>26</u>
50	[略]					<u>26</u>
[略]						
52	[略]					<u>27</u>
53	[略]					<u>27</u>
54	[略]					<u>27</u>
55	[略]					<u>27</u>
56	[略]					<u>28</u>
57	[略]					<u>28</u>
58	<u>33</u>	[略]				<u>28</u>
59	<u>34</u>	[略]				<u>28</u>
60	<u>34</u>	[略]				<u>29</u>
61	<u>35</u>	[略]				<u>29</u>
62	<u>35</u>	[略]				<u>29</u>
63	<u>36</u>	[略]				<u>30</u>
64	<u>36</u>	[略]				<u>30</u>
65	<u>37</u>	[略]				<u>31</u>
66	<u>38</u>	[略]				
67	<u>39</u>	[略]				
[略]						
71	<u>41</u>	[略]				
[略]						
73	<u>42</u>	[略]				

55	<u>27</u>	
[略]		
74	<u>37</u>	[略]
75	<u>38</u>	
76	<u>38</u>	
77	<u>39</u>	
78	<u>39</u>	
79	<u>40</u>	
80	<u>40</u>	
81	<u>41</u>	
82	<u>41</u>	
83	<u>42</u>	
84	<u>42</u>	
85	<u>43</u>	
86	<u>43</u>	
87	<u>44</u>	
88	<u>44</u>	
89	<u>45</u>	
90	<u>46</u>	
91	<u>47</u>	
[略]		

カ [略]

キ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]						
48	[略]					<u>25</u>
49	[略]					<u>25</u>
50	[略]					<u>25</u>
[略]						
52	[略]					<u>26</u>
53	[略]					<u>26</u>
54	[略]					<u>26</u>
55	[略]					<u>26</u>
56	[略]					<u>26</u>
57	[略]					<u>27</u>
58	<u>34</u>	[略]				<u>27</u>
59	<u>35</u>	[略]				<u>27</u>
60	<u>36</u>	[略]				<u>27</u>
61	<u>37</u>	[略]				<u>27</u>
62	<u>37</u>	[略]				<u>27</u>
63	<u>38</u>	[略]				<u>28</u>
64	<u>38</u>	[略]				<u>28</u>
65	<u>39</u>	[略]				<u>28</u>
66	<u>39</u>	[略]				
67	<u>40</u>	[略]				
[略]						
71	<u>42</u>	[略]				
[略]						
73	<u>43</u>	[略]				

74	<u>42</u>				
75	<u>43</u>				
76	<u>43</u>				
77	<u>43</u>				
78	<u>44</u>				
79	<u>44</u>				
80	<u>44</u>				
81	<u>45</u>				
82	<u>45</u>				
83	<u>46</u>				
84	<u>46</u>				
85	<u>47</u>	[略]	<u>45</u>	[略]	
86	[略]		<u>45</u>]	
87			<u>46</u>		
88			<u>46</u>		
89			<u>47</u>		
90			<u>47</u>		
91			<u>48</u>		
92			<u>48</u>		
93			<u>49</u>		
[略]					

ク 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
76	[略]				<u>42</u>
77					<u>42</u>
78					<u>42</u>
[略]					
81	[略]				<u>43</u>
82					<u>43</u>
83					<u>43</u>
84					<u>43</u>
[略]					
86	[略]				<u>44</u>
87					<u>44</u>
88					<u>44</u>
89					<u>44</u>
90					<u>44</u>
91					<u>45</u>
92					<u>45</u>
93					<u>45</u>
94					<u>45</u>
95					<u>46</u>
96					<u>46</u>
97					<u>47</u>
[略]					

ケ 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
[略]				

74	<u>43</u>				
75	<u>44</u>				
76	<u>44</u>				
77	<u>45</u>				
78	<u>45</u>				
79	<u>46</u>				
80	<u>46</u>				
81	<u>47</u>				
82	<u>47</u>				
83	<u>48</u>				
84	<u>48</u>				
85	<u>49</u>	[略]	<u>44</u>	[略]	
86	[略]		<u>44</u>]	
87			<u>44</u>		
88			<u>44</u>		
89			<u>45</u>		
90			<u>45</u>		
91			<u>46</u>		
92			<u>46</u>		
93			<u>47</u>		
[略]					

ク 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
76	[略]				<u>41</u>
77					<u>41</u>
78					<u>41</u>
[略]					
81	[略]				<u>42</u>
82					<u>42</u>
83					<u>42</u>
84					<u>42</u>
[略]					
86	[略]				<u>43</u>
87					<u>43</u>
88					<u>43</u>
89					<u>43</u>
90					<u>43</u>
91					<u>44</u>
92					<u>44</u>
93					<u>44</u>
94					<u>44</u>
95					<u>44</u>
96					<u>44</u>
97					<u>45</u>
[略]					

ケ 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
[略]				

前日に 受けて いた号 給					前日に 受けて いた号 給				
[略]					[略]				
66	<u>50</u>	[略]			66	<u>49</u>	[略]		
67	<u>51</u>				67	<u>50</u>			
68	<u>52</u>				68	<u>50</u>			
69	<u>53</u>				69	<u>51</u>			
70	<u>53</u>				70	<u>51</u>			
71	<u>54</u>				71	<u>52</u>			
72	<u>54</u>				72	<u>52</u>			
73	<u>55</u>				73	<u>53</u>			
74	<u>55</u>				74	<u>54</u>			
75	<u>56</u>				75	<u>55</u>			
[略]					[略]				
79	[略]			<u>21</u>	79	[略]			<u>20</u>
80				<u>21</u>	80				<u>20</u>
[略]					[略]				
82	[略]			<u>22</u>	82	[略]			<u>21</u>
83				<u>22</u>	83				<u>21</u>
84				<u>22</u>	84				<u>21</u>
85				<u>23</u>	85				<u>21</u>
86				<u>23</u>	86				<u>22</u>
87				<u>24</u>	87				<u>22</u>
88				<u>24</u>	88				<u>22</u>
89				<u>25</u>	89				<u>22</u>
90				<u>25</u>	90				<u>22</u>
91				<u>26</u>	91				<u>23</u>
92				<u>26</u>	92				<u>23</u>
93				<u>27</u>	93				<u>23</u>
[略]					[略]				
133	[略]	<u>91</u>	[略]		133	[略]	<u>90</u>	[略]	
134		<u>91</u>			134		<u>90</u>		
135		<u>92</u>			135		<u>91</u>		
136		<u>92</u>	<u>75</u>	[略]	136		<u>91</u>	<u>74</u>	[略]
137		<u>93</u>	<u>75</u>		137		<u>91</u>	<u>74</u>	
138		<u>93</u>	<u>75</u>		138		<u>91</u>	<u>74</u>	
139		<u>94</u>	<u>75</u>		139		<u>92</u>	<u>74</u>	
140		<u>94</u>	<u>75</u>		140		<u>92</u>	<u>74</u>	
141		<u>95</u>	<u>76</u>		141		<u>92</u>	<u>74</u>	
142		<u>95</u>	<u>76</u>		142		<u>92</u>	<u>74</u>	
143		<u>96</u>	<u>76</u>		143		<u>93</u>	<u>74</u>	
144		<u>96</u>	<u>76</u>		144		<u>93</u>	<u>74</u>	
145		<u>97</u>	<u>76</u>		145		<u>93</u>	<u>74</u>	
146		<u>97</u>	<u>77</u>		146		<u>93</u>	<u>74</u>	
147		<u>98</u>	<u>77</u>		147		<u>94</u>	<u>74</u>	
148		<u>98</u>	<u>77</u>		148		<u>94</u>	<u>74</u>	
149		<u>99</u>	<u>77</u>		149		<u>94</u>	<u>74</u>	
150		<u>99</u>	<u>77</u>		150		<u>94</u>	<u>74</u>	
151		<u>100</u>	<u>78</u>		151		<u>95</u>	<u>75</u>	
152		<u>100</u>	<u>78</u>		152		<u>95</u>	<u>75</u>	
153		<u>101</u>	<u>79</u>		153		<u>95</u>	<u>75</u>	
					<u>154</u>		<u>96</u>	<u>75</u>	

[略]	155	96	75	[略]
[略]	156	96	76	[略]
[略]	157	97	76	[略]

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第8号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																
<p>附 則</p> <p><u>（平成22年3月31日までの間における県給与条例第5条の5の規定による地域手当の支給割合）</u></p> <p>2 <u>平成22年3月31日までの間における職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第9条の規定により読み替えられた県給与条例第5条の5第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。</u></p> <p><u>（平成22年3月31日までの間における県給与条例第5条の6の規定による地域手当の支給割合）</u></p> <p>3 <u>平成22年3月31日までの間における平成17年改正条例附則第9条の規定により読み替えられた県給与条例第5条の6の人事委員会規則で定める割合は、100分の14とする。</u></p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支 給 割 合</th> <th>支 給 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の17</td> <td>東京都のうち 特別区</td> </tr> <tr> <td>100分の14</td> <td>大阪府のうち 大阪市</td> </tr> <tr> <td>100分の12</td> <td>東京都のうち 府中市</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100分の3</td> <td>福岡県のうち 太宰府市</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>都 道 府 県</th> <th>支 給 地 域</th> <th>級 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>福岡市</td> <td>4級地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によ</p>	支 給 割 合	支 給 地 域	100分の17	東京都のうち 特別区	100分の14	大阪府のうち 大阪市	100分の12	東京都のうち 府中市	[略]		100分の3	福岡県のうち 太宰府市	都 道 府 県	支 給 地 域	級 地	[略]			福岡県	福岡市	4級地		[略]		<p>附 則</p> <p><u>（県給与条例第5条の5の規定による地域手当の支給割合）</u></p> <p>2 <u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第9項の規定により読み替えられた県給与条例第5条の5第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。</u></p> <p><u>（県給与条例第5条の6の規定による地域手当の支給割合）</u></p> <p>3 <u>平成27年改正条例附則第9項の規定により読み替えられた県給与条例第5条の6の人事委員会規則で定める割合は、100分の15とする。</u></p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支 給 割 合</th> <th>支 給 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の18</td> <td>東京都のうち 特別区</td> </tr> <tr> <td>100分の15</td> <td>大阪府のうち 大阪市</td> </tr> <tr> <td>100分の13</td> <td>東京都のうち 府中市</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100分の4</td> <td>福岡県のうち 太宰府市</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>都 道 府 県</th> <th>支 給 地 域</th> <th>級 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>福岡市</td> <td>5級地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によ</p>	支 給 割 合	支 給 地 域	100分の18	東京都のうち 特別区	100分の15	大阪府のうち 大阪市	100分の13	東京都のうち 府中市	[略]		100分の4	福岡県のうち 太宰府市	都 道 府 県	支 給 地 域	級 地	[略]			福岡県	福岡市	5級地		[略]	
支 給 割 合	支 給 地 域																																																
100分の17	東京都のうち 特別区																																																
100分の14	大阪府のうち 大阪市																																																
100分の12	東京都のうち 府中市																																																
[略]																																																	
100分の3	福岡県のうち 太宰府市																																																
都 道 府 県	支 給 地 域	級 地																																															
[略]																																																	
福岡県	福岡市	4級地																																															
	[略]																																																
支 給 割 合	支 給 地 域																																																
100分の18	東京都のうち 特別区																																																
100分の15	大阪府のうち 大阪市																																																
100分の13	東京都のうち 府中市																																																
[略]																																																	
100分の4	福岡県のうち 太宰府市																																																
都 道 府 県	支 給 地 域	級 地																																															
[略]																																																	
福岡県	福岡市	5級地																																															
	[略]																																																

って影響されるものではない。

って影響されるものではない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第9号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年宮崎県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）第7条の2第2項及び第3項並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第5条の2第2項の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 県給与条例第7条の2第2項及び市町村立学校給与条例第5条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）別表に掲げる職を占める職員 当該職員の占める職に係る同表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 県給与条例第7条の2第2項ただし書及び市町村立学校給与条例第5条の2第2項ただし書の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条・第4条 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）第7条の2第3項及び第4項並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第5条の2第3項及び第4項の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 県給与条例第7条の2第3項第1号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）別表第1に掲げる職を占める職員（以下「管理監督職員」という。） 当該管理監督職員の占める職に係る同表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 県給与条例第7条の2第3項第1号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 県給与条例第7条の2第3項第2号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る職員の管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1種 6,000円</p> <p>(2) 2種 5,000円</p> <p>(3) 3種 4,000円</p> <p>(4) 4種 3,000円</p> <p>(5) 5種 2,000円</p> <p>2 県給与条例第7条の2第1項又は市町村立学校給与条例第5条の2第1項の勤務をした後、引き続き県給与条例第7条の2第2項又は市町村立学校給与条例第5条の2第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る県給与条例第7条の2第2項又は市町村立学校給与条例第5条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>第4条・第5条 [略]</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年改正退職手当条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会規則第10号

平成27年改正退職手当条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第2号。以下「平成27年改正退職手当条例」という。）附則第3項の規定に基づく経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成27年改正退職手当条例附則第3項の規定により読み替えて適用する平成27年改正退職手当条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額）

第2条 平成27年改正退職手当条例附則第3項の規定により読み替えて適用する平成27年改正退職手当条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、平成27年改正退職手当条例附則第3項に規定する者が、人事委員会の定めるところにより、職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が平成27年改正退職手当条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第11号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特急列車等の利用の基準)</p> <p>第11条 給与条例第5条の9第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特急列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること。</p> <p>(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると人事委員会が認めるものであること。</p>	<p>(特急列車等の利用の基準)</p> <p>第11条 給与条例第5条の9第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める基準は、特急列車等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであることとする。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第12号

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額に関する規則（昭和37年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第2条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、5,900円</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 助産施設、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第2条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、5,900円</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援セ</p>

<p>センターにおける看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>オ 助産施設、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターにおける救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師（診療エックス線技師を含む。）又は臨床検査技師（衛生検査技師を含む。）の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>カ 助産施設、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターにおける救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 助産施設、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターにおける入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、2万円</p> <p>2 [略]</p>	<p>ンター又は医療型児童発達支援センターにおける看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>オ 助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターにおける救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師（診療エックス線技師を含む。）又は臨床検査技師（衛生検査技師を含む。）の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>カ 助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターにおける救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 助産施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターにおける入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、2万円</p> <p>2 [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第13号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）						
学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分	学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分		
小学校	[略]				小学校	[略]					
	都城市		吉之元小学校	1級地		都城市		吉之元小学校	1級地		
	同		御池小学校			同		御池小学校			
	日向市		美々津小学校田の原分校			日向市		美々津小学校田の原分校			
	同		坪谷小学校			同		坪谷小学校			
	串間市		笠祇小学校			串間市		笠祇小学校			
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校			東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校			
	同	美郷町	北郷小学校			同	美郷町	北郷小学校			
	同	同	黒木小学校			同	同	黒木小学校			
	西臼杵郡	高千穂町	田原小学校			西臼杵郡	高千穂町	田原小学校			
	同	同	岩戸小学校			同	同	岩戸小学校			
	同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校			同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校			
	同	同	坂本小学校			同	同	坂本小学校			
	[略]						[略]				
[略]					[略]						

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第14号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後														
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）														
	組	織	職	種 別	区 分		組	織	職	種 別	区 分								
知事	[略]					知事	[略]												
	林業技術センタ ー	[略]					副所長	[略]	林業技術センタ ー	[略]									
		木材利用技術セ ンター	副所長							計量検定所	所長	木材利用技術セ ンター	所長						
	[略]				副所長		[略]	計量検定所	副所長										
	[略]								所長	[略]	計量検定所	所長							
	農業大学校	[略]					副校長	[略]				農業大学校	[略]						
		[略]							所長	[略]	副校長		[略]						
[略]					[略]														
公安委 員会	警察本部				[略]	公安委 員会	警察本部				[略]								
	[略]				取調べ監督総務 官		[略]	[略]											
					監察官														
					留置管理官														
					施設装備官														
					少年対策官														
					暴力団対策官														
					宮崎交通反則通 告センター所長														
					交通管制官														
					自動車運転免許 試験場長														
					統括官														
					[略]							[略]	[略]						
					[略]							[略]							
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）														
1 行政職給料表					1 行政職給料表														
	職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額			職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額									
8 級	1 種		1	117,500円		8 級	1 種		1	116,500円									
	[略]		[略]	[略]			[略]		[略]	[略]									
[略]					[略]														
2～9 [略]					2～9 [略]														

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中「施設装備官」を削る部分は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																										
<p>(勤奨手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の165</u> (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の205</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の185</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の75</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の100</u></p> <p>別表第1 (第5条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>給料表</th> <th>職</th> <th>加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警察本部</td> <td rowspan="2">行政職</td> <td>本部</td> <td>課長、所長、施設設備官、交通管制官、統括官</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>公安職</td> <td>本部</td> <td>部長、首席監察官、参事官、課(隊、所)長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、施設設備官、少年対策官、暴力団対策官、統括官</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出先機関</td> <td>校長、場長、署長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	給料表	職	加算割合	[略]				警察本部	行政職	本部	課長、所長、施設設備官、交通管制官、統括官	[略]		公安職	本部	部長、首席監察官、参事官、課(隊、所)長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、施設設備官、少年対策官、暴力団対策官、統括官		出先機関	校長、場長、署長	[略]	[略]				[略]				<p>(勤奨手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の150</u> (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の190</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の70</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の90</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の90</u></p> <p>別表第1 (第5条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>給料表</th> <th>職</th> <th>加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警察本部</td> <td rowspan="2">行政職</td> <td>本部</td> <td>課長、所長、交通管制官、統括官</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>公安職</td> <td>本部</td> <td>部長、首席監察官、参事官、課(隊、所)長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官、統括官</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出先機関</td> <td>校長、場長、署長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	給料表	職	加算割合	[略]				警察本部	行政職	本部	課長、所長、交通管制官、統括官	[略]		公安職	本部	部長、首席監察官、参事官、課(隊、所)長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官、統括官		出先機関	校長、場長、署長	[略]	[略]				[略]			
組織区分	給料表	職	加算割合																																																								
[略]																																																											
警察本部	行政職	本部	課長、所長、施設設備官、交通管制官、統括官																																																								
		[略]																																																									
	公安職	本部	部長、首席監察官、参事官、課(隊、所)長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、施設設備官、少年対策官、暴力団対策官、統括官																																																								
	出先機関	校長、場長、署長	[略]																																																								
[略]																																																											
[略]																																																											
組織区分	給料表	職	加算割合																																																								
[略]																																																											
警察本部	行政職	本部	課長、所長、交通管制官、統括官																																																								
		[略]																																																									
	公安職	本部	部長、首席監察官、参事官、課(隊、所)長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官、統括官																																																								
	出先機関	校長、場長、署長	[略]																																																								
[略]																																																											
[略]																																																											

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第16号

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則

(平成27年4月1日において号給の調整を行う職員)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)附則第18項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成27年4月1日(以下「調整日」という。)において41歳に満たない職員(調整日において、その職務の級における最高の号給を受けるものである者を除く。)のうち、平成19年昇給等抑制職員及び平成20年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員とする。

2 前項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年4月1日において、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年宮崎県人事委員会規則

第4号。以下「平成18年改正初任給等規則」という。) 附則第7項の規定により読み替えられた初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号。以下「初任給等規則」という。) 第35条若しくは平成18年改正初任給等規則附則第8項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、平成18年改正初任給等規則附則第7項中「同項中「定める号給数とする」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数とする。この場合において、県給与条例第3条の2第5項の規定の適用を受ける職員で昇給区分をCに決定されたものは、昇給しない」とあるのは、「同項に定める号給数」と、平成18年改正初任給等規則附則第8項中「当該各号に定める号給数」とあるのは、「当該各号に定める号給数に1を加えて得た数」と読み替えた場合における同項の規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員(次に掲げる職員を除く。)

ア 平成19年4月1日から調整日までの間に、初任給等規則第22条第3項、第25条第2項又は第41条の規定により号給を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)

イ 平成19年4月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員

ウ 平成19年4月1日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(以下「個別承認職員」という。)

エ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。) 第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号) 第2条第1項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号) 第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) 第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間又は地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間(以下「休職等期間」という。)がある職員のうち人事委員会の定めるもの

オ アからエまでに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

(2) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、附則第2項の規定による改正前の平成18年改正初任給等規則附則第6項(初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則(平成26年宮崎県人事委員会規則第3号) 第2条の規定による改正前の平成18年改正初任給等規則附則第6項及び平成23年4月1日における号給の調整に関する規則(平成23年宮崎県人事委員会規則第4号) 附則第2項の規定による改正前の平成18年改正初任給等規則附則第6項を含む。以下「平成18年改正初任給等規則附則第6項」という。)の規定により号給を決定された職員であって、平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する採用日から平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年2月1日(平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日))前となるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(3) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成18年改正初任給等規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であつて、平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する採用日から平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日(平成21年4月1日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成19年2月1日(平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日))前となる職員及び初任給等規則第41条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

(5) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

ア 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成19年3月31日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。第3項第5号イにおいて同じ。)であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

3 第1項の平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年4月1日において、初任給等規則第35条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなつ

た職員であって、同日に受けていた号給と平成18年改正初任給等規則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

- (2) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、平成18年改正初任給等規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する採用日から平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者については、平成20年2月1日（平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (3) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成18年改正初任給等規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する採用日から平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成21年4月1日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成20年2月1日（平成18年改正初任給等規則附則第6項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となる職員及び初任給等規則第41条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (5) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
 - ア 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外のものであって、平成20年3月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
 - イ 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

第2条 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であつて、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員又は平成20年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

（この規則により難い場合の措置）

第3条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（初任給に関する経過措置）	（初任給に関する経過措置）
6 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「初任給等規則」という。）第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から初任給等規則第11条第1項の規定による号給（初任給等規則第13条第1項の規定により初任給等規則別表第6に定める初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が行政職給料表の	6 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「初任給等規則」という。）第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者（平成27年4月1日において41歳に満たない者を除く。）のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から初任給等規則第11条第1項の規定による号給（初任給等規則第13条第1項の規定により初任給等規則別表第6に定める初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数

適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、初任給等規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年(以下この項において「基準年」という。)の2月1日(特定職員にあっては、基準年の1月1日)以後である場合にあっては、基準年の4月1日)の翌日から採用日までの間における初任給等規則第32条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 平成19年4月1日から平成21年4月1日まで
- (2) 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において46歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで
- (3) 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において45歳に満たない者 平成19年4月1日

を減じた数を4(新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、初任給等規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年(以下この項において「基準年」という。)の2月1日(特定職員にあっては、基準年の1月1日)以後である場合にあっては、基準年の4月1日)の翌日から採用日までの間における初任給等規則第32条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 平成19年4月1日から平成21年4月1日まで
- (2) 平成27年4月1日以後に新たに職員となり、同日において47歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで
- (3) 平成27年4月1日以後に新たに職員となり、同日において46歳に満たない者 平成19年4月1日

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第17号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和32年宮崎県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1 適用区分表(第2条関係)				別表第1 適用区分表(第2条関係)			
勤務箇所	職	員	調整数	勤務箇所	職	員	調整数
[略]				[略]			
特別支援学校	(1) 主幹教諭、指導教諭、教諭、 養護教諭、栄養教諭、助教諭、養 護助教諭、講師及び実習助手		1.25	特別支援学校	(1) 校長		1
	(2) 寄宿舎指導員		1		(2) 副校長及び教頭		
	(3) 校長				(3) 主幹教諭、指導教諭、教諭、 養護教諭、栄養教諭、助教諭、養 護助教諭、講師及び実習助手		
	(4) 副校長及び教頭				(4) 寄宿舎指導員		
中学校 小学校	[略]		1.25	中学校 小学校	[略]		1

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の分限に関する規則及び市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第18号

市町村立学校職員の分限に関する規則及び市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の分限に関する規則の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の分限に関する規則(昭和31年宮崎県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(権限委任の通知)</p> <p>第 2 条 任命権者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第37条第 2 項及び第26条の規定により職員の降任、免職及び休職を行う権限を、教育長等に委任した場合には、速やかに、委任を受けた教育長等の氏名、委任した権限及びその権限の及ぶ範囲を、書面をもって人事委員会に通知しなければならない。委任事項を変更したときも、また、同様とする。</p> <p>第 3 条～第 7 条 [略]</p>	<p>第 2 条～第 6 条 [略]</p>

(市町村立学校職員の懲戒に関する規則の一部改正)

第 2 条 市町村立学校職員の懲戒に関する規則（昭和31年宮崎県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(権限委任の通知)</p> <p>第 2 条 任命権者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第37条第 2 項及び第26条の規定により職員の懲戒を行う権限を、教育長等に委任した場合には、すみやかに、委任を受けた教育長等の氏名、委任した権限及びその権限の及ぶ範囲を、書面をもって、人事委員会に通知しなければならない。委任事項を変更したときも、また、同様とする。</p> <p>第 3 条～第 5 条 [略]</p>	<p>第 2 条～第 4 条 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第19号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表			別表		
機	関	職	機	関	職
[略]			[略]		
知事部局 (会計管理局を含む。)	本庁	部長 危機管理統括監 会計管理者 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総合政策課の主幹又は副主幹 秘書広報課の主幹又は副主幹並びに秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事 総務課の主幹又は副主幹 人事課の主幹又は副主幹並びに人事、給与、法令遵守又は公務員制度改革の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 行政経営課の主幹又は副主幹 財政課の主幹又は副主幹 総務事務センターの主幹又は副主幹	知事部局 (会計管理局を含む。)	本庁	部長 危機管理統括監 会計管理者 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総合政策課の主幹又は副主幹 秘書広報課の主幹又は副主幹並びに秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事 総務課の主幹又は副主幹 人事課の主幹又は副主幹並びに人事、給与、人材育成又は法令遵守の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 行政経営課の主幹又は副主幹 財政課の主幹又は副主幹 総務事務センターの主幹又は副主幹

		は副主幹			幹
		[略]			[略]
教育委員会	教育庁（教育事務所及びスポーツ指導センターを除く。）	教育長 教育次長 課（室）長 課（室）長補佐 総務課の主幹又は副主幹並びに人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 教職員課の主幹又は副主幹並びに管理、給与、電算、人材育成又は学校人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事	教育委員会	教育庁（教育事務所及びスポーツ指導センターを除く。）	教育次長 課（室）長 課（室）長補佐 総務課の主幹又は副主幹並びに人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 教職員課の主幹又は副主幹並びに管理、給与、電算、人材育成又は学校人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事
		[略]			[略]
監査事務局		事務局長 課長	監査事務局		事務局長 課長 課長補佐
		[略]			[略]
備考			備考		
1 [略]			1 [略]		
2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐並びに総務課の庁舎・財産担当の課長補佐、人事課の <u>法令遵守・労務担当</u> の課長補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐をいい、「総合政策課の主幹又は副主幹」とは、秘書広報課との兼務発令がされている主幹又は副主幹をいい、「秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘書の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、庁舎の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事課の主幹又は副主幹」とは、人事、給与、 <u>法令遵守又は公務員制度改革</u> の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事、給与、 <u>法令遵守又は公務員制度改革</u> の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事、給与、 <u>法令遵守又は公務員制度改革</u> について企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「行政経営課の主幹又は副主幹」とは、行政改革、組織定数又は法制の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「財政課の主幹又は副主幹」とは、財政調整、財政企画又は予算査定の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「総務事務センターの主幹又は副主幹」とは、総務企画、給与支給管理、給与・旅費支給、厚生・年金又は健康管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいう。		2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐並びに総務課の庁舎・財産担当の課長補佐、人事課の <u>労務担当</u> の課長補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐をいい、「総合政策課の主幹又は副主幹」とは、秘書広報課との兼務発令がされている主幹又は副主幹をいい、「秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘書の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、庁舎の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事課の主幹又は副主幹」とは、人事、給与、 <u>人材育成又は法令遵守</u> の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事、給与、 <u>人材育成又は法令遵守</u> の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事、給与、 <u>人材育成又は法令遵守</u> についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「行政経営課の主幹又は副主幹」とは、行政改革、組織定数又は法制の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「財政課の主幹又は副主幹」とは、財政調整、財政企画又は予算査定の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「総務事務センターの主幹又は副主幹」とは、総務企画、給与支給管理、給与・旅費支給、厚生・年金又は健康管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいう。			
3 この表の教育委員会の項中「課（室）長補佐」とは、課（室）の統括事務を処理する課（室）長補佐及び教職員課の業務担当補佐をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、総務、企画調整、人事、委員会又は法規の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事、給与又は服務について <u>企画</u> に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「教職員課の主幹又は副主幹」とは、管理、給与、電算、人材育成又は学校		3 この表の教育委員会の項中「課（室）長補佐」とは、課（室）の統括事務を処理する課（室）長補佐及び教職員課の業務担当補佐をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、総務、企画調整、人事、委員会又は法規の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事、給与又は服務についてその <u>企画</u> に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「教職員課の主幹又は副主幹」とは、管理、給与、電算、人材育成又は			

人事の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「管理、給与、電算、人材育成又は学校人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、管理、給与、電算、人材育成又は学校人事の事務について企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいう。

4 [略]

学校人事の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「管理、給与、電算、人材育成又は学校人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、管理、給与、電算、人材育成又は学校人事についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいう。

4 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長については、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。